

区役所市民部区政調整課

〔相談内容〕 ※相談は市民に限ります。

- (1) 市政相談
- (2) 一般相談
 - ①交通事故相談 ②暴力被害相談（中区役所を除く。）
- (3) 特別相談
 - ①人権相談 ②行政相談 ③司法書士法律相談
 - ④表示登記・境界相談 ⑤行政書士法律手続相談
 - ⑥年金・労働相談（中区役所のみ） ⑦税務相談（佐伯区役所のみ）

〔予約方法・相談時間等〕

区分	定員	予約方法	相談時間 (持ち時間)
交通事故相談 表示登記・境界相談	6人	随時、ただし相談日当日の午前 10時まで電話で先着順に受 付	午後1時～4時 (1人30分)
暴力被害相談	4人		午後1時～3時 (1人30分)
それ以外の相談	6人	相談日当日の午前8時30分 から電話で先着順に受付	午後1時～4時 (1人30分)

(注) 相談日が土・日・祝日、8月6日、8月13～16日、12月28日～1月4日にあたる場合は相談がありません。

※ 相談日は一律でないので、3ページの「市民相談の日程」を参照してください。

〔相談方法〕

電話で予約の上、来所してください。

〔相談料〕

無料

〔所在地等〕

区	郵便番号	所在地	TEL
中区	730-8587	中区国泰寺町一丁目 4-21	504-2543
東区	732-8510	東区東蟹屋町 9-38	568-7703
南区	734-8522	南区皆実町一丁目 5-44	250-8933
西区	733-8530	西区福島町二丁目 2-1	532-0925
安佐南区	731-0193	安佐南区古市一丁目 33-14	831-4925
安佐北区	731-0292	安佐北区可部四丁目 13-13	819-3903
安芸区	736-8501	安芸区船越南三丁目 4-36	821-4903
佐伯区	731-5195	佐伯区海老園二丁目 5-28	943-9706

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>

市民相談の日程

相談名	市政相談	一般相談		特別相談						
		交通事故相談	暴力被害相談	人権相談	行政相談	司法書士法律相談	表示登記・境界相談	行政書士法律手続相談	年金・労働相談	税務相談
相談員	市政相談員	交通事故相談員	生活安全専門員	人権擁護委員	行政相談委員	司法書士	土地家屋調査士	行政書士	社会保険労務士	税理士
場所										
中区 区政調整課 504-2543	月 ～ 金曜日	第1 火曜日	—	第2 水曜日	第2 金曜日	第1 木曜日	第1 月曜日	第1 水曜日	第3 火曜日	—
東区 区政調整課 568-7703		第2 火曜日	第1 火曜日	第3 水曜日	第1 金曜日	第3 木曜日	第2 月曜日	第2 木曜日	—	—
南区 区政調整課 250-8933		第4 火曜日	第3 火曜日	第1 水曜日	第4 金曜日	第2 木曜日	第3 月曜日	第4 木曜日	—	—
西区 区政調整課 532-0925		第3 火曜日	第4 火曜日	第3 水曜日	第3 金曜日	第4 木曜日	第4 月曜日	第2 火曜日	—	—
安佐南区 区政調整課 831-4925		第1 金曜日	第3 木曜日	第2 水曜日	第1 水曜日	第3 水曜日	第2 金曜日	第4 水曜日	—	—
安佐北区 区政調整課 819-3903		第3 金曜日	第2 木曜日	第4 水曜日	第3 水曜日	第2 水曜日	第4 金曜日	第1 木曜日	—	—
安芸区 区政調整課 821-4903		第4 金曜日	第1 木曜日	第2 水曜日	第2 水曜日	第4 水曜日	第1 金曜日	第3 火曜日	—	—
佐伯区 区政調整課 943-9706		第2 金曜日	第4 木曜日	第2 水曜日	第4 水曜日	第1 水曜日	第3 金曜日	第2 火曜日	—	第2 月曜日

※予約に空きのある時間帯には、電話での相談が可能な場合があります。

※市役所(本庁)の市民相談センターでも、市政相談、民事相談、交通事故相談、法律相談を行っています。詳細は、1ページをご覧ください。